

一般社団法人日本歯車工業会 創立80周年表彰規定

資料 No.2

一般社団法人日本歯車工業会 委員会規定に基づき、表彰委員会を設置し、創立80周年表彰規定を定める。

(目的)

第1条 一般社団法人日本歯車工業会(以下本会という)は、創立80周年を記念して、本会事業を通じ歯車業界の発展に貢献した功労者に対し、表彰を行う。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は以下のとおりとする。

- 1) 経済産業大臣・局長表彰
第3条の基準を満たす者を、経済産業大臣・局長表彰候補者として上申する。
- 2) 会長表彰・感謝状
第6条の基準を満たす者を、会長から表彰・感謝状を贈る。

(経済産業大臣・局長表彰上申の基準)

第3条 経済産業省に本会から表彰を上申する者は、役員(理事、監事)の任にあったもののうち、本会活動に優れた功績を有すると認められる者であり、かつ、以下の条件を満足するものとする。尚、選考にあたっては、別途定める「細則 選考基準」による。

- 1) 経済産業大臣表彰～本会に、組織の長としてリーダーシップを持って貢献して、優れた功績を有し
 1. 役員を15年以上務め、かつ、会長又は副会長を経験したもの(現職含む)
 - 2) 局長表彰～本会に、組織の一員として、貢献
 1. 業界に対し15年以上優れた功績を有し、役員を10年以上務め、かつ、会長又は副会長を経験したもの(現職含む)

(上申の手続き)

第4条 創立80周年記念表彰等選考委員会の決議をもって、表彰の上申を行う。

(表彰重複の排除)

第5条 表彰は、第3条、第6条の順に行い、表彰の重複は行わないものとする。

- 1) 過去に本会から上申して、褒章または叙勲を受章している者は、第3条、第6条の規定に基づく表彰を受けているものとみなす。

(会長表彰・感謝状の基準)

第6条 功績が顕著な者に対して、創立80周年記念表彰等選考委員会の決議をもって、会長が表彰する。

- 1) 表彰
 1. 永年会員企業 : 50年以上在籍した会員企業
 2. 永年役員 : 役員を20年以上努め、本会の発展に尽力した役員
- 2) 感謝状
 1. 永年会員企業 : ①30年永年企業
②20年永年企業
③10年永年企業
 2. 永年役員 : 役員を10年以上努め現在その任にある役員で、本会の発展に尽力した役員
 3. 業界功労者 : 会長職経験者
- 3) 功労賞
 1. 学識経験者 : 本会発展に功労のあった学識経験者

(在任等の期間)

第7条 在任期間は、就任の日から平成30年度の通常総会開催日までを計算基準とする。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、平成30年度に開催される予定の本会創立80周年記念式典において行う。

(改廃)

第9条 本規定の改廃は、理事会の承認を経てこれを行う。

(附則)

本規定は平成30年4月20日から実施する。

平成30年4月20日 制定
平成30年7月 6日 見直し
(学識経験者の表彰を功労賞とした)
平成30年10月15日 見直し

細則 選考基準

一般社団法人 日本歯車工業会

功労者表彰の経済産業省局長賞へ上申にあたり、審査する委員会(特別委員会)を設置し審議選考を行う。審査委員は、記念事業実行委員会委員を充てることとし、議決方法は、「委員会等の組織及び運営に関する規程(平成29年12月8日制定)」に基づくものとする。選考にあたっては、次の基準によるものとする。

- (1) 過去に法律に違反する行為がなかったこと
- (2) 創立80周年表彰規定(平成29年12月8日制定、平成30年10月15日見直し)
による
- (3) 表彰式は、平成30年11月9日(金)に開催される予定の工業会創立80周年記念式典に行われるものとする